

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対策くらし応援商品券事業(食料品特別加算分)	※実施計画No26と同一事業 ①物価高等による市民の経済的負担を軽減し、生活者に対する食料品の支援にも対応するため、所得制限を設けず、全市民に1万円分の商品券を配付する。 ②委託料(商品券換金等業務委託料) ③商品券換金等業務委託料274,732千円(商品券換金分@10千円×26,300人=263,000千円、商品券事業費分(換金手数料・商品券印刷・広報周知・臨時事務員人件費等)11,732千円)のうち商品券換金分108,816千円 ④令和8年1月1日を基準日とし鹿角市に住所を有する市民	R8.1	R8.4以降
2	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	路線バス利用助成事業(国R6補正)	※実施計画No19と同一事業 ①エネルギー価格高騰の影響により、地域公共交通を担う市内バス運行事業者の経費が増大しており、経営を圧迫していることから、利用者の維持・確保によって持続的・安定的な運行を目指すため、路線バス定期券の購入に係る年齢等にに応じた割引に対し補助金を交付する。 【制度設計】年齢及び定期券の区分に応じた割引額に対して、購入者数を乗じた額を補助する。(補助単価)65歳以上:1か月定期@8千円、3か月定期@12.5千円、6か月定期@19千円、65歳未満:1か月定期@7千円、3か月定期@11千円、6か月定期@16.5千円 ②補助金 ③路線バス定期券助成事業補助金(65歳以上・1か月)@8千円×121件=968千円、(65歳以上・3か月)@12.5千円×49件=612.5千円、(65歳以上・6か月)@19千円×48件=912千円、(65歳未満・1か月)@7千円×139件=973千円、(65歳未満・3か月)@11千円×68件=748千円、(65歳未満・6か月)@16.5千円×70件=1,155千円 計5,368.5千円のうち5,000千円 ④市内バス運行事業者(路線バスを利用する市民)	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	すこやか子育て支援事業	①食料品価格高騰の影響を受ける子育て世帯の経済的負担を軽減するため、保育園等に通う3歳以上児の主食を無償提供する。ただし、教職員分を除く。 ②委託料(指定管理料)、補助金 ③認可保育園指定管理料のうち4,343千円、認定こども園指定管理料のうち345千円、保育園等主食提供費補助金1,116千円 なお、一般財源対応分1,961千円をその他(C)欄に計上している。 ④市内の保育園等に通う園児及び保護者(対象施設:市内公立保育園、認定こども園、市内私立幼稚園、私立保育園)	R7.4	R8.3
4	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	安全安心住まいづくり事業	①光熱費の高騰による市民の負担を軽減するため、断熱改修を伴う一般住宅の改修工事に要する費用の一部を支援する。 【制度設計】補助率1/5、上限300千円 ②補助金 ③安全安心住まいづくり事業費補助金(脱炭素化促進事業)300千円×25件=7,500千円 なお、一般財源対応分1千円をその他(C)欄に計上している。 ④一戸建住宅(個人所有)の改修を行う一般世帯	R7.4	R8.3
5	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食食料費高騰対策事業(国R6補正)	①高騰する食料品価格の増額分を市が負担することで安定的な給食を提供するとともに、給食費を据え置くことで保護者の負担を軽減する。 【制度設計】小学校@330円(35円値上げ)、中学校@370円(35円値上げ)、ただし教職員分を除く。 ②需用費(膳材料費) ③膳材料費@35円(増額分)×1,574食(1日あたり給食提供数)×192日(1年間、予備2日含む)=10,577,280円 ④児童生徒の保護者	R7.4	R8.3
6	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	農業生産性等向上支援事業	①物価高騰による生産コスト上昇に対応するため、生産性向上・効率化・省エネ等を目的とした農業用機器の導入を支援する。 【制度設計】省エネ等の農業用機器導入、補助率1/2、上限(基本)500千円、(複数機器・スマート機器)1,000千円、(スピードスプレーヤー)2,500千円 ②補助金、需用費(消耗品費)、役務費(通信運搬費) ③農業生産性等向上支援事業費補助金(水稲関連支援タイプ)1,000千円×1件+500千円×4件=3,000千円、(園芸支援タイプ)1,000千円×1件+500千円×2件=2,000千円、(果樹支援タイプ)2,500千円×1件+500千円×2件=3,500千円、(スマート農業導入タイプ)500千円×3件=1,500千円 ・事務費57千円(消耗品費35千円、通信運搬費22千円) なお、一般財源対応分57千円をその他(C)欄に計上している。 ④市内農業経営体	R7.6	R8.3
7	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	飼料価格高騰対策支援事業	①飼料価格高騰の影響を受ける畜産農家の事業継続を支援するため、飼料価格高騰額相当を支援する。 【制度設計】1頭あたり乳用牛20千円、繁殖牛9千円、肥育牛(日本短角種ほか)13千円、肥育牛(黒毛和種)20千円、仔牛5千円 ②補助金、需用費(消耗品費、燃料費)、役務費(通信運搬費) ③飼料価格高騰対策支援事業費補助金:乳用牛20千円×272頭=5,440千円、繁殖牛9千円×537頭=4,833千円、肥育牛(短角等)13千円×344頭=4,472千円、肥育牛(黒毛)20千円×106頭=2,120千円、仔牛5千円×719頭=3,595千円 計20,460千円 事務費36千円(消耗品費10千円、燃料費9千円、通信運搬費17千円) なお、一般財源対応分4,671千円をその他(C)欄に計上している。 ④市内畜産農家	R7.6	R8.3
8	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	燃料高騰対策支援事業	①燃料代高騰の影響を受けるトラック運送事業者の事業継続を支援するため、自動車保有台数に応じた支援を行う。 【制度設計】1台あたり普通貨物自動車15千円、軽貨物自動車4千円、事務費 ②補助金、需用費(消耗品費)、役務費(通信運搬費) ③トラック運送燃料高騰対策支援金(普通貨物)15千円×200台=3,000千円 (軽貨物分の台数が見込めなため、普通貨物の中で調整する。) 事務費8千円(消耗品費5千円、通信運搬費3千円) なお、一般財源対応分496千円をその他(C)欄に計上している。 ④市内に事業所を有する一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者、貨物軽自動車運送事業者	R7.6	R7.12
9	③消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対策デジタルプレミアム発行事業	①物価高騰の影響を受ける生活者に対し、ハミングベイを利用したプレミアム分のチャージを支援することで、消費の下支えを行うとともに、域内の消費喚起を促す。 【制度設計】1口10千円の申込(抽選あり)に対して、5千円のプレミアム分を付与。 ②委託料(デジタルプレミアム発行事業委託料) ③プレミアム分@5千円×4,000セット)20,000千円、事務費等1,483千円(広告費620千円、通信費153千円、手数料610千円、事務費100千円)、人件費320千円 なお、一般財源対応分1千円をその他(C)欄に計上している。 ④物価高騰の影響を受ける市民(取扱店:市内事業所のうちハミングカード加盟店またはQR決済を実施する店舗)	R7.6	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
10	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	再エネ電気料金負担軽減支援事業	①エネルギー価格等の高騰による影響を受ける市民や事業者の電気料金の一部を補填するため、再エネ小売電気事業者に対しエネルギー価格高騰相当分を支援する。 【制度設計】補助上限額:(個人)1世帯あたり年間40千円、(事業者)1事業所あたり年間80千円 ②補助金 ③再エネ電気料金負担軽減支援事業補助金(個人向け)@40千円×170世帯=6,800千円、(事業者向け)@80千円×40事業所=3,200千円 なお、一般財源対応分5,000千円をその他(C)欄に計上している。 ④市内に事業所を置く小売電気事業者(市民、市内事業者の需要家)	R7.6	R8.3
11	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	省エネ家電購入支援事業	①光熱費の高騰による市民の負担を軽減するため、省エネルギー家電(冷蔵庫)を購入・設置する費用の一部を支援する。 【制度設計】省エネ性能3.5以上の冷蔵庫購入、補助率1/2、上限100千円、事務補助員の人件費 ②補助金、人件費(報酬、職員手当等、共済費、費用弁償) ③省エネ家電購入支援補助金100千円×100件=10,000千円 人件費2,346千円 なお、特定財源として雇用保険料納付金11千円を、一般財源対応分として421千円を、それぞれその他(C)欄に計上している。 ④省エネ家電を購入する市民	R7.6	R8.3
12	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護保険施設等物価高騰対策事業	①食料品価格等の物価高騰の影響を受けている介護保険施設の4~9月分の食料料金の負担を軽減することで、安定的な施設運営と介護サービスの提供の維持を図る。 【制度設計】県の介護保険施設等に対する支援へ乗せすることとして、市内の介護保険事業所に対し利用定員に応じて支援を行う。コモ価格高騰対策として、定員1人につき入所系@5千円、通所系@1.65千円を支援する。(いずれも単価の1/2を県が補助する。) ②介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金 ③入所系@5千円×914人=4,570千円、通所系@1.65千円×340人=561千円 計5,131千円 なお、特定財源として県補助分2,565千円を、一般財源対応分として1千円を、それぞれその他(C)欄に計上している。 ④市内の介護保険事業所	R7.6	R8.4以降
13	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害者支援施設等物価高騰対策事業	①食料品価格等の物価高騰の影響を受けている障害者支援施設等における4~9月分の食料料金の負担を軽減することで、安定的な施設運営と障害者福祉サービスの提供の維持を図る。 【制度設計】県の障害者支援施設等に対する支援へ乗せすることとして、市内の障害福祉サービス等事業所に対し利用定員に応じて支援を行う。コモ価格高騰対策として、定員1人につき入所系①(3食提供)@5千円、入所系②(2食提供)@3.3千円、通所系(1食提供)@1.65千円を支援する。(いずれも単価の1/2を県が補助する。) ②障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金 ③入所系①@5千円×20人=100千円、入所系②@3.3千円×220人=726千円、通所系@1.65千円×348人=574.2千円 計1,400.2千円 なお、特定財源として県補助分700千円を、一般財源対応分として1千円を、その他(C)欄に計上している。 ④市内の障害福祉サービス等事業所	R7.6	R8.4以降
14	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	地場産業原料米価格高騰対策支援事業	①原材料価格高騰の影響を受ける酒造業及び味噌・麹等を生産する食品製造業の事業者に対し、令和7年度産米の仕入れ価格高騰分の一部を支援する。 【制度設計】補助率1/2、令和7年度産米仕入れ価格と令和6年度産米仕入れ価格との差額に令和7年度産米の仕入れ数量を乗じて得られた金額(補助基準額)の1/2を支援する。 ②地場産業原料米価格高騰対策支援補助金 ③(酒類製造業)酒造好適米2,291千円×1/2=1,145千円、加工用米1,210千円×1/2=605千円、(味噌・麹製造業)加工用米7,560千円×1/2=3,780千円 計5,530千円 ④酒類製造業及び味噌・麹等を生産する食品製造業の事業者	R7.9	R8.4以降
15	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	路線バス利用助成事業(国R7予備費)	※実施計画No6と同一事業 ①エネルギー価格高騰の影響により、地域公共交通を担う市内バス運行事業者の経費が増大しており、経営を圧迫していることから、利用者の維持・確保によって持続的・安定的な運行を目指すため、路線バス定期券の購入に係る年齢等に応じた割引に対し補助金を交付する。 【制度設計】年齢及び定期券の区分に応じた割引額に対して、購入者数を乗じた額を補助する。(補助単価)65歳以上:1か月定期@8千円、3か月定期@12.5千円、6か月定期@19千円、65歳未満:1か月定期@7千円、3か月定期@11千円、6か月定期@16.5千円 ②補助金 ③路線バス定期券助成事業補助金(65歳以上・1か月)@8千円×121件=968千円、(65歳以上・3か月)@12.5千円×49件=612.5千円、(65歳以上・6か月)@19千円×48件=912千円、(65歳未満・1か月)@7千円×139件=973千円、(65歳未満・3か月)@11千円×68件=748千円、(65歳未満・6か月)@16.5千円×70件=1,155千円 計5,368.5千円のうち368千円 なお、一般財源対応分1千円をその他(C)欄に計上している。 ④市内バス運行事業者(路線バスを利用する市民)	R7.4	R8.4以降
16	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食食料費高騰対策事業(国R7予備費)	※実施計画No9の嵩上げ事業 ①高騰する食料品価格のうち、米等の増額分を市が負担することで安定的な給食を提供するとともに、給食費を据え置くことで保護者の負担を軽減する。 【制度設計】令和7年11月以降分から、小学校@360円(追加30円値上げ)、中学校@400円(追加30円値上げ)、ただし教職員分を除く。 ②需用費(膳料料費) ③膳料料費@30円(増額分)×1,562食(1日あたり給食提供数)×82日(令和7年11月以降、5か月間)=3,842,520円 ④児童生徒の保護者	R7.11	R8.4以降
17	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	福祉灯油購入助成事業(国R7予備費)	※実施計画No22と同一事業 ①物価高が続く中で低所得世帯への灯油購入費助成を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 【制度設計】令和7年度住民税非課税世帯及び生活保護世帯に対して、1世帯6,100円を支給する。 ②補助金(灯油購入費助成) ③灯油購入費助成金@6,100円×対象世帯3,300世帯=20,130千円のうち10,772千円 なお、特定財源として県補助分5,386千円をその他(C)欄に計上している。 ④令和7年度分の住民税非課税世帯及び生活保護世帯	R7.12	R8.4以降
18	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	福祉灯油購入助成事業(国R7補正)	※実施計画No21と同一事業 ①物価高が続く中で低所得世帯への灯油購入費助成を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 【制度設計】令和7年度住民税非課税世帯及び生活保護世帯に対して、1世帯6,100円を支給する。 ②補助金(灯油購入費助成)、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役員費(通信運搬費、手数料) ③灯油購入費助成金@6,100円×対象世帯3,300世帯=20,130千円のうち9,358千円 ・事務費2,794千円(消耗品費211千円、印刷製本費268千円、通信運搬費1,591千円、手数料724千円) なお、特定財源として県補助分4,679千円を、一般財源対応分として2,214千円を、それぞれその他(C)欄に計上している。 ④令和7年度分の住民税非課税世帯及び生活保護世帯	R7.12	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
19	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害者支援施設等物価高騰対策事業(国R7補正)	※実施計画No17の嵩上げ事業 ①食料品価格等の物価高騰の影響を受けている障害者支援施設等における10～3月分の食材料費と4～3月分の光熱水費の負担を軽減することで、安定的な施設運営と障害者福祉サービスの提供の維持を図る。 【制度設計】県の障害者支援施設等に対する支援へ上乗せすることとして、市内の障害福祉サービス等事業所に対し利用定員に応じて支援を行う。物価高対策として、食材料費については定員1人につき入所系①(3食提供)@5.1千円、入所系②(2食提供)@3.4千円、通所系(1食提供)@1.7千円を支援する。また、光熱水費については定員1人につき入所系@13.4千円、通所系@9.3千円、訪問系1事業所につき@103千円を支援する。(いずれも単価の1/2を県が補助する。) ②障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金 ③・(食材料費)入所系①@5.1千円×20人=102千円、入所系②@3.4千円×197人=669.8千円、通所系@1.7千円×368人=625.6千円 小計1,397.4千円 ・(光熱水費)入所系@13.4千円×217人=2,907.8千円、通所系@9.3千円×(348人+新規20人×8/12か月)=3,360.4千円、訪問系@103千円×3事業所=309千円 小計6,577.2千円。計7,975千円 なお、特定財源として県補助分3,987千円を、一般財源対応分として595千円を、それぞれその他(C)欄に計上している。 ④市内の障害福祉サービス等事業所	R8.1	R8.4以降
20	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護保険施設等物価高騰対策事業(国R7補正)	※実施計画No16の嵩上げ事業、実施計画No27と同一事業 ①食料品価格等の物価高騰の影響を受けている介護保険施設の10～3月分の食材料費と4～3月分の光熱水費の負担を軽減することで、安定的な施設運営と介護サービスの提供の維持を図る。 【制度設計】県の介護保険施設等に対する支援へ上乗せすることとして、市内の介護保険事業所に対し利用定員に応じて支援を行う。物価高対策として、食材料費については定員1人につき入所系@5.1千円、通所系@1.7千円を支援する。また、光熱水費については定員1人につき入所系@13.4千円、通所系@9.3千円、訪問系1事業所につき@103千円を支援する。(いずれも単価の1/2を県が補助する。) ②介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金 ③・(食材料費)入所系@5.1千円×907人=4,625.7千円、通所系@1.7千円×328人=557.6千円 小計5,183.3千円 ・(光熱水費)入所系@13.4千円×907人=12,153.8千円、通所系@9.3千円×328人=3,050.4千円、訪問系@103千円×11事業所=1,133千円 小計16,337.2千円。計21,521千円のうち3,956千円 なお、特定財源として県補助分1,977千円を、一般財源対応分として1千円を、それぞれその他(C)欄に計上している。 ④市内の介護保険事業所	R8.1	R8.4以降
21	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育所等物価高騰対策事業	①食料品価格等の物価高騰の影響を受けている幼児教育施設及び保育施設における副食費の支援を行うことにより、保育園等及び保護者の負担軽減を図る。 【制度設計】県の私立保育所等に対する支援へ上乗せすることとして、私立の幼稚園、保育園における園児の利用者数に応じて支援を行う。副食費について、園児1人につき@8.7千円を支援する。(単価の1/2を県が補助する。) ②保育所等物価高騰対策事業費補助金 ③副食費分@8.7千円×68人=591.6千円 なお、特定財源として県補助分295千円を、一般財源対応分として1千円を、それぞれその他(C)欄に計上している。 ④市内の私立幼稚園、私立保育園	R8.1	R8.4以降
22	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対策くらし応援商品券事業	※実施計画No5と同一事業 ①物価高等による市民の経済的負担を軽減するため、所得制限を設けず、全市民に1万円分の商品券を配付する。 ②委託料(商品券換金等業務委託料)、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役員費(通信運搬費、手数料)、報酬(会計年度任用職員報酬)、職員手当等(一般職時間外勤務手当)、共済費(共済組合負担金、社会保険料、雇用保険料)、旅費(会計年度任用職員費用弁償) ③商品券換金等業務委託料274,732千円(商品券換金分@10千円×26,300人=263,000千円、商品券事業費分(換金手数料・商品券印刷・広報周知・臨時事務員人件費等)11,732千円)のうち165,916千円 ・事務費17,299千円(消耗品費255千円、印刷製本費669千円、通信運搬費13,482千円、手数料2,893千円) ・人件費1,055千円(会計年度任用職員報酬(1人分)669千円、一般職時間外勤務手当200千円、共済組合負担金57千円、社会保険料86千円、雇用保険料11千円、会計年度任用職員費用弁償32千円) なお、特定財源として雇用保険料納付金4千円を、一般財源対応分として4,745千円を、それぞれその他(C)欄に計上している。 ④令和8年1月1日を基準日とし鹿角市に住所を有する市民	R8.1	R8.4以降
23	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護保険施設等物価高騰対策事業(国R6補正)	※実施計画No16の嵩上げ事業、実施計画No24と同一事業 ①食料品価格等の物価高騰の影響を受けている介護保険施設の10～3月分の食材料費と4～3月分の光熱水費の負担を軽減することで、安定的な施設運営と介護サービスの提供の維持を図る。 【制度設計】県の介護保険施設等に対する支援へ上乗せすることとして、市内の介護保険事業所に対し利用定員に応じて支援を行う。物価高対策として、食材料費については定員1人につき入所系@5.1千円、通所系@1.7千円を支援する。また、光熱水費については定員1人につき入所系@13.4千円、通所系@9.3千円、訪問系1事業所につき@103千円を支援する。(いずれも単価の1/2を県が補助する。) ②介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金 ③・(食材料費)入所系@5.1千円×907人=4,625.7千円、通所系@1.7千円×328人=557.6千円 小計5,183.3千円 ・(光熱水費)入所系@13.4千円×907人=12,153.8千円、通所系@9.3千円×328人=3,050.4千円、訪問系@103千円×11事業所=1,133千円 小計16,337.2千円。計21,521千円のうち17,566千円 なお、特定財源として県補助分8,783千円をその他(C)欄に計上している。 ④市内の介護保険事業所	R8.1	R8.3